

令和7年度(2025年度)海外留学支援奨学生募集要項

1 応募書類の受付期間 令和7年5月19日(月)～6月3日(火)(必着)

(注) 応募書類の作成、提出の前に、必ずホームページで必要事項をよく確認してください。

2 応募資格

次の(1)～(4)の条件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 栃木県内の高等学校を卒業した人で大学の2学年次以上又は大学院に在籍し、将来良識ある社会人・国際人としての活躍が期待できる30歳未満(応募日の属する年度を通じ29歳以下である)の人。
ただし、大学を卒業又は大学院を修了した人にあつては、大学を卒業又は大学院を修了して原則として1年以内に留学する場合を含むものとする。
- (2) 令和7年(2025年)7月以降から9か月以上、研究を目的として外国の大学に在籍することが決定若しくは内定又は予定している人。(具体例は10を参照)
- (3) 外国留学のため経済的援助が必要と認められる人。
- (4) 大学又は大学院での成績が優秀で、在籍する大学の学長又は学部長が推薦する人。

(注) 上記(1)及び(4)の在籍する大学又は大学院は、学校教育法に定められた日本の大学又は大学院に限ります。

3 海外留学支援奨学生の義務

- (1) 海外留学支援奨学生は、採用決定後遅滞なく本会が指定する「誓約書」を理事長に提出していただきます。
 - (2) 海外留学支援奨学生は、**令和7年(2025年)8月12日(火)**に開催する「海外留学支援奨学生奨学証書授与式」に原則として必ず参加していただきます。
 - (3) 海外留学支援奨学生は、留学先の大学における所属、現住所、連絡先等に変更があったとき及び生活、学習、研究等において著しい変化があったときには、遅滞なくその旨を本会に届けていただきます。
 - (4) 海外留学支援奨学生は、留学終了後2か月以内に留学先の大学が発行する留学の修了を証明する書類と留学報告書を奨学生ポータルサイトから理事長に提出していただきます。
 - (5) 留学後に「育英講演会」(毎年8、9月頃開催。来場者約200名)の講師をお願いすることがありますので、本会より指名された方は講師を務めていただきます。研究テーマ、成果などを参考に講師選定をした上で、本会より講演会開催の半年前にご連絡いたします。なお「育英講演会」の詳細は採用時にお渡しする本会機関誌『刮目』をご覧ください。
- (注) この制度は海外留学を主として経済面で支援することが目的であり、留学先の選定及び決定、渡航、留学期間中の生活、学業等はすべて海外留学支援奨学生本人の責任において行っていただきます。

4 奨 学 金

- | | | | |
|------------|-------------------------|----|-------------|
| (1) 給付額 | 大学在学者 | 一括 | 800,000 円 |
| | 大学院修士課程又は博士課程 1・2 年次在学者 | 一括 | 1,200,000 円 |
| | 大学院博士課程 3 年次以上在学者 | 一括 | 1,500,000 円 |
| (2) 給付期間 | 1 年(審査により通算して 2 年まで可) | | |
| (3) 奨学金の返還 | 原則として返還不要 | | |

(注)

- ① 他の奨学金(本会の大学奨学金を含む)を重複して受けても、本会としては差し支えありません。現役大学奨学生の方も積極的に応募してください。
- ② 奨学金は、振込口座等の必要書類を確認の上、原則として令和 7 年(2025 年)8 月末までに一括給付します。ただし、出国日(留学開始日)が令和 8 年(2026 年)1 月以降の場合は、その限りではありません。
- ③ 2 年まで延長を希望する場合は、必要書類を提出していただき、改めて審査します。

5 採用人数 15 名(予定)

6 応募書類(各 1 通)

- (1) 海外留学支援奨学生願書(Web)
 - (2) 留学計画書(Web)
 - (3) 学長又は学部長の推薦書(郵送:所定様式)
ただし、既卒者で学長又は学部長からの推薦を受けられない場合は、指導教員の推薦書も可とする。
 - (4) 直近の学業成績証明書(郵送:点数又は評価及びその説明のあるもの)
 - (5) 交換留学及び派遣留学の場合は、在籍する大学の学長、学部長又は文部科学省が発行する留学を証明する書類(郵送)
 - (6) 留学先の大学等が発行する留学受け入れを証明する書類(郵送:写し可。和訳を添付。)
 - (7) 栃木県内の高等学校又は特別支援学校高等部の卒業証明書(郵送)
- (注)・応募者は、まず本会ホームページから ID/PW の交付申請をしていただきます。
ID/PW は応募期間前の 5 月 9 日(金)から交付申請することができます。
・学長又は学部長の推薦書(所定様式)は、本会ホームページからダウンロードしてください。
ホームページアドレス <https://www.iizuka-takeshi-ikuei.or.jp/>
・本会の大学奨学生は、(4)直近の学業成績証明書と(7)卒業証明書については不要です。

7 応募書類の提出先

応募者本人が直接、下記宛に書留便で郵送してください。

【提出先】

〒320-8644 栃木県宇都宮市鶴田町 1758 番地 株式会社 TKC 内
公益財団法人 飯塚毅育英会事務局

8 選考方法

- (1) 第一次選考(書類審査)及び第二次選考(面接審査)により行う。

第二次選考(面接審査)の実施日 令和7年(2025年)6月26日(木)

- (2) 第一次選考(書類審査)結果及び第二次選考(面接審査)結果は本会ホームページから通知します。応募者本人に交付したID/PWでログインし、確認していただきます。
結果通知の郵送は行いませんのでご注意ください。

9 連絡先

不明点があれば事務局までお問い合わせください。

〒320-8644 栃木県宇都宮市鶴田町 1758 番地 株式会社TKC内

公益財団法人飯塚毅育英会事務局 永井伸一、榆木真由美

電話番号 028-649-2121、FAX 番号 028-648-0700

E メールアドレス itsf@tkc.co.jp

10 「留学時期」及び「留学期間」の例

- (1) 応募条件を満たすケース

- ①留学期間(2025年8月～2026年5月)、10か月全期間が研究目的
- ②留学期間(2026年2月～2026年10月)、9か月全期間が研究目的
- ③留学期間(2025年9月～2026年9月)のうち、2025年9月～12月が語学研修目的
2026年1月～9月が研究目的
- ④留学期間(2025年8月～2027年7月)、二年間の全期間が研究目的

- (2) 応募条件を満たさないケース

- ①留学期間(2025年8月～2026年3月)が8か月間
→全期間(8か月間)が研究目的であっても、留学期間が9か月未満のため不可
- ②留学期間(2025年8月～2026年7月)のうち、2025年8月～11月が語学研修目的
2025年12月～2026年7月が研究目的
→留学期間は9か月以上であっても、研究目的の期間が9か月未満のため不可

11 コロナ対応措置

本会では新型コロナウイルスに関連して発生した留学時期の延期や募集期間経過後の応募などの例外的事案の取り扱いについて柔軟に対応できるように、令和2年11月から選考基準を改定しました。例外的事案に該当すると思われる場合は、ぜひ事務局までお問合せください。

以上